

お知らせ

院外処方箋の一般名処方について

厚生労働省の方針に従って、当院でも一般名処方の推進を行っております。

一般名処方とはお薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、一般名で記載されているお薬を受け取る場合には保険薬局の薬剤師と相談して受け取るお薬を選ぶことができます。